次の表により、改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
第１　無線局（船舶局及び船舶地球局を除く。）の検査実施要領 ［１・２　略］ ３　無線設備等 ［一・一の二　略］ 二　電気的特性 ［検査の項目／具体的な検査の実施方法等／検査の成績］ ［１～８　略］ ９　受信感度／海岸局、航空局、無線航行陸上局及び航空機局（ＨＦ、ＶＨＦ及びＵＨＦ通信装置に限る。）の無線設備にあっては、受信可能な周波数のうち、任意の１周波数を選定し、設備規則に規定する条件に従って測定する。／基準に適合しないときは、「不可」とする。 ［10・11　略］ ［注１～注３　略］ ［三　略］	第１　無線局（船舶局及び船舶地球局を除く。）の検査実施要領 ［１・２　同左］ ３　無線設備等 ［一・一の二　同左］ 二　電気的特性 ［検査の項目／具体的な検査の実施方法等／検査の成績］ ［１～８　同左］ ９　受信感度／海岸局、航空局、無線航行陸上局及び航空局（ＨＦ、ＶＨＦ及びＵＨＦ通信装置に限る。）の無線設備にあっては、受信可能な周波数のうち、任意の１周波数を選定し、設備規則に規定する条件に従って測定する。／基準に適合しないときは、「不可」とする。 ［10・11　同左］ ［注１～注３　同左］ ［三　同左］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

○外務省告示第二百二十五号

国際連合安全保障理事会決議第千五百十八号に基づき設立された同理事会委員会が平成二十年六月七日に行った決定に基づき、国際連合安全保障理事会決議に基づく資産凍結等の措置の対象となるイラク前政権の機関、高官又はその関係者等を指定する件（平成二十二年七月外務省告示第三百四十二号）の一部を次のように改正する。

平成三十年六月二十九日

外務大臣　河野　太郎

次の表により、改正前欄に二重傍線を付した規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。

改正後	改正前
（別表） Ⅰ．［略］ Ⅱ．国際連合安全保障理事会決議第1483号23(a)の対象となる団体を以下のとおり指定する。 ［削る］ ２．～208.　［略］	（別表） Ⅰ．［同左］ Ⅱ．国際連合安全保障理事会決議第1483号23(a)の対象となる団体を以下のとおり指定する。 １．イラク中央銀行 CENTRAL BANK OF IRAQ （活動）中央銀行業務（発券、銀行システムの管理） （所在地）イラク、バグダッド、ラシード通り （詳細）前政権では、財務省直轄の公的機関で、モースルとバスラに二つの支店を有し、両支店とも発券及び、銀行システムの管理を行っていた。今次紛争まで総裁はイッサーム・エル・モウッラ・フウエィシュが勤めた。 ２．～208.　［同左］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	